

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

平成 年 月 日

申請者 氏名又は名称 ^{エイ ヲウセツビ} 永尨設備サービス株式会社
 住所 〒635-0074 奈良県大和高田市市場792-16
 代表者氏名 代表取締役 ^{ミナミ カズヒコ} 南 和彦
 電話番号 0745-22-3833
 FAX番号 0745-22-4550
 メールアドレス qq828fg9k@cyber.ocn.ne.jp



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

- 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)
 この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。
 ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 5 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者	✓	9	生駒市 水道事業管理者	✓	16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 水道事業管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 水道事業管理者	✓	13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

平成 年 月 日

申請者 氏名又は名称 エイリュウ
永尙設備サービス株式会社
住 所 〒635-0074
奈良県大和高田市市場792-16

代表者氏名 ミナミ カズヒコ
代表取締役 南 和彦
電話番号 0745-22-3833



水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
代表取締役 ミナミ カズヒコ 南 和彦	
取締役 ナカノ ヒデアキ 中野 英明	
事業の範囲	管工事業 給排水設備工事
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	エイリュウ セツ ビ 永 尨 設 備 サービス株式会社
上 記 事 業 所 の 所 在 地	郵便番号 635-0074 住所 奈良県大和高田市市場792-16 電話番号 0745-22-3833 F AX番号 0745-22-4550 メールアドレス qq828fg9k@cyber.ocn.ne.jp
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
森田 優介	第282466号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上 記 事 業 所 の 所 在 地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別表（水道法施行規則第18条関係）

機 械 器 具 調 書

平成 年 月 日 現在

種 別	名 称	型式、性能	数量	備 考
管切断用器具	管切断機	VC48ED Φ13～Φ30適用	1	
〃	塩ビのこ		4	
〃	高速切断器	CO125A	1	
〃	鋼管用チューブカッター	RIDGID	3	
管の加工用器具	鋼管ねじ切り機	REX80ADX3 Φ13～Φ80適用	1	
〃	〃	REX40A Φ13～Φ40適用	1	
〃	ヤスリ（平）		2	
〃	ヤスリ（丸）		2	
〃	リーマ（面とり）		3	
接合用の器具	トーチランプ	BT501	1	
〃	〃	GT-9000	1	
〃	パイプレンチ	Φ30まで	10	
〃	〃	Φ75まで	3	
〃	ウォータープライヤー		6	
水圧試験器具	水圧テストポンプ	T-50K-P	1	

（注）種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、
「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

（備考）この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

平成 年 月 日

申請者

氏名又は名称 エイリキ 永彪設備サービス株式会社

住 所 〒635-0074

奈良県大和高田市市場792-16

代表者氏名 代表取締役 みなみ 南 かず 和 ひこ 彦

電話番号 0745-22-3833



水道事業者 殿

履歴事項全部証明書

奈良県大和高田市大字市場792番地16
永尙設備サービス株式会社

会社法人等番号	1500-01-014030	
商号	永尙設備サービス株式会社	
本店	<u>奈良県大和高田市大字市場字高神801番地4</u>	
	奈良県大和高田市大字市場792番地16	平成21年12月 1日移転 平成21年12月 4日登記
公告をする方法	奈良市で発行する奈良新聞に掲載してする。	
会社成立の年月日	平成10年11月12日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. 給排水設備工事、衛生設備工事の設計、施工、請負及び保守管理 2. 受水槽、高架水槽の清掃及び維持管理 3. 下水道管、排水管のファイバースコープカメラによる検査及びデータ資料の作成 4. 下水道管、排水管の洗浄及び維持管理 5. 汚水処理施設の施工、維持管理 6. 浄水及び下水処理場施設内の清掃、維持管理 7. 住宅の増改築、建替え及び住宅リフォーム 8. 土木建築工事の請負及びその施工 9. 産業廃棄物の収集運搬業 10. 管工事業 11. 前各号に付帯する一切の事業 <p style="text-align: right;">平成17年 1月25日変更 平成17年 3月25日登記</p>	
発行可能株式総数	800株	
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 200株	
株券を発行する旨の定め	当会社の株式については、株券を発行する <p style="text-align: right;">平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 2日登記</p>	
資本金の額	金1000万円	
株式の譲渡制限に関する規定	<u>当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。</u>	

	当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。		平成26年 4月30日変更	平成26年 5月 9日登記
役員に関する事項	<u>取締役</u>	<u>南 和 彦</u>	平成24年11月27日重任	平成24年12月14日登記
	<u>取締役</u>	<u>南 和 彦</u>	平成26年12月17日重任	平成27年 1月 5日登記
	<u>取締役</u>	<u>南 和 彦</u>	平成28年12月20日重任	平成29年 2月 3日登記
	<u>取締役</u>	<u>吉 井 と し 子</u>	平成24年11月27日重任	平成24年12月14日登記
			平成26年 4月30日辞任	平成26年 5月 9日登記
	<u>取締役</u>	<u>中 野 英 明</u>	平成24年11月27日重任	平成24年12月14日登記
	<u>取締役</u>	<u>中 野 英 明</u>	平成26年12月17日重任	平成27年 1月 5日登記
	<u>取締役</u>	<u>中 野 英 明</u>	平成28年12月20日重任	平成29年 2月 3日登記
	<u>代表取締役</u>	<u>南 和 彦</u>	平成24年11月27日重任	平成24年12月14日登記
	<u>代表取締役</u>	<u>南 和 彦</u>	平成26年12月17日重任	平成27年 1月 5日登記
	<u>代表取締役</u>	<u>南 和 彦</u>	平成28年12月20日重任	平成29年 2月 3日登記

奈良県大和高田市大字市場792番地16
永彪設備サービス株式会社

	<u>監査役</u> <u>吉井良美</u>	平成24年11月27日重任 ----- 平成24年12月14日登記 ----- 平成26年 4月30日辞任 ----- 平成26年 5月 9日登記
取締役会設置会社 に関する事項	<u>取締役会設置会社</u>	平成17年法律第87号第1 36条の規定により平成18 年 5月 2日登記
		平成26年 4月30日廃止 平成26年 5月 9日登記
監査役設置会社 に関する事項	<u>監査役設置会社</u>	平成17年法律第87号第1 36条の規定により平成18 年 5月 2日登記
		平成26年 4月30日廃止 平成26年 5月 9日登記
登記記録に関する 事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により	平成15年 5月26日移記

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

平成29年 9月 5日

奈良地方法務局葛城支局

登記官

坂 本 公 徳



定 款

永尙設備サービス株式会社

定 款

第 1 章 総 則

(商号)

第1条 当社は、永尨設備サービス株式会社と称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 給排水設備工事、衛生設備工事の設計、施工、請負及び保守管理
2. 受水槽、高架水槽の清掃及び維持管理
3. 下水道管、排水管のファイバースコープカメラによる検査及びデータ資料の作成
4. 下水道管、排水管の洗浄及び維持管理
5. 汚水処理施設の施工、維持管理
6. 浄水及び下水処理場施設内の清掃、維持管理
7. 住宅の増改築、建替え及び住宅リフォーム
8. 土木建築工事の請負及びその施工
9. 産業廃棄物の収集運搬業
10. 管工事業
11. 前各号に付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を奈良県大和高田市に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告は、奈良市で発行する奈良新聞に掲載してする。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、800株とする。

(株券の発行)

第6条 当社の株式については、株券を発行する。

(株券の種類)

第7条 当社の発行する株券は、1株券、5株券、10株券、50株券、100株券の5種類とする。

(株式の譲渡制限)

第8条 当社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。

(相続人等に対する売渡しの請求)

第9条 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

(自己株式の取得)

第10条 当社は、株主総会の決議によって特定の株主からその有する株式の全部又は一部を取得することができる。

2 前項の場合、当該特定の株主以外の株主は、自己を売主に追加するよう請求することができない。

(株式等の割当てを受ける権利を与える場合)

第11条 当社は、当社の株式（自己株式の処分による株式を含む）及び新株予約権を引き受ける者の募集において、株主に株式又は新株予約権の割当てを受ける権利を与える場合には、その募集事項、株主に当該株式又は新株予約権の割当てを受ける権利を与える旨及び引受けの申込みの期日は取締役の決定によって定める。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第12条 当会社の株式の取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当会社所定の書式による請求書に、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載もしくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が署名又は記名押印し、共同して提出しなければならない。ただし、法務省令の定める事由による場合には、株式取得者が単独で請求することができ、その場合には、その事由を証する書面を提出しなければならない。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第13条 当会社の株式につき質権の登録、変更又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(株券の再発行)

第14条 株券の分割、併合、汚損等の事由により株券の再発行を請求するには、当会社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。

2 株券の喪失によりその再発行を請求するには、当会社所定の書式による株券喪失登録申請書に署名又は記名押印し、これに必要な書類を添えて提出しなければならない。

(手数料)

第15条 前三条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(株主の住所等の届出)

第16条 当会社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人もしくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名又は名称及び住所並びに印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも同様とする。

(提出書類に使用する印鑑)

第17条 当会社に提出する書類には、前条の規定により届出をした印鑑を用いなければならない。

(基準日)

第18条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主（以下「基準日株主」という。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において株主の権利を行使することができる株主とする。

2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

3 基準日株主が行使することができる権利が株主総会における議決権である場合において、第1項の株主の権利を害しないときは、当該基準日後に株式を取得した者の全部又は一部を当該株主総会において権利を行使することができる株主と定めることができる。

第 3 章 株 主 総 会

(招集)

第19条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会はその必要がある場合に随時これを招集する。

2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集する。

3 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役社長の定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集する。

4 株主総会を招集するには、株主総会の日の前3日までに、議決権を有する各株主に対して招集通知を発するものとする。ただし、書面投票又は電子投票を認める場合は、会日の2週間前までに招集通知を発するものとする。

(招集手続の省略)

第20条 株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。ただし、書面投票又は電子投票を認める場合はこの限りではない。

(議長)

第21条 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役社長の定めた順序により他の取締役がこれに代わる。取締役全員に事故があるときは、当該株主総会において出席株主の中から議長を選出する。

(決議の方法)

第22条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会の決議の省略)

第23条 取締役又は株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について株主（当該事項について議決権を行使することができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第24条 株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は、当会社の議決権を有する株主1名であることを要する。ただし、法定代理人の場合はこの限りでない。

2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証する書面を株主総

会ごとに提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第25条 株主総会の議事については、法務省令で定めるところにより、議事の経過の要領及びその結果等を記載又は記録した議事録を作成し、議長及び出席した取締役がこれに署名押印もしくは記名押印又は電子署名をし、10年間本店に備え置くものとする。

第4章 取締役及び代表取締役

(員数)

第26条 当社は、取締役3名以内を置く。

(資格)

第27条 当社の取締役は、当社の株主の中から選任する。ただし、必要があるときは株主以外の者から選任することを妨げない。

(取締役の選任の方法)

第28条 当社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議をもって行う。

2 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第29条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(役付取締役)

第30条 当社の取締役が2名以上ある場合は、取締役の互選をもって、取締役の中から、社長1名を選定し、必要に応じて、取締役会長、

(定款に定めのない事項)

第36条 本定款に定めのない事項については、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

上記は、当会社の現行の定款の写しに相違ありません。

平成 29 年 9 月 5 日

奈良県大和高田市大字市場 7 9 2 番地 1 6

永尨設備サービス株式会社

代表取締役 南 和 彦



第二八二四六六号

給水装置主任技術者免状

本籍 奈良県

氏名 森田 優介

昭和五十三年五月六日生

水道法(昭和三十二年法律第百七十七号)の
規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

平成二十八年一月二十二日

厚生労働大臣 塩崎恭久

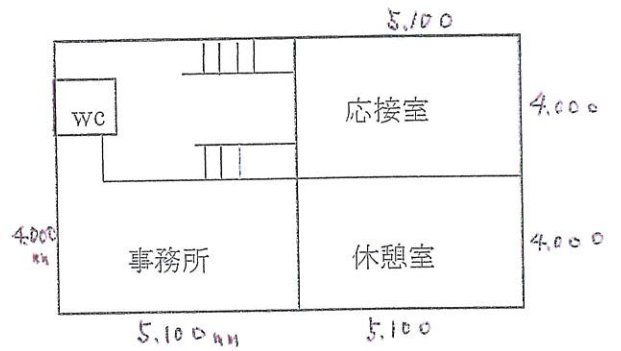
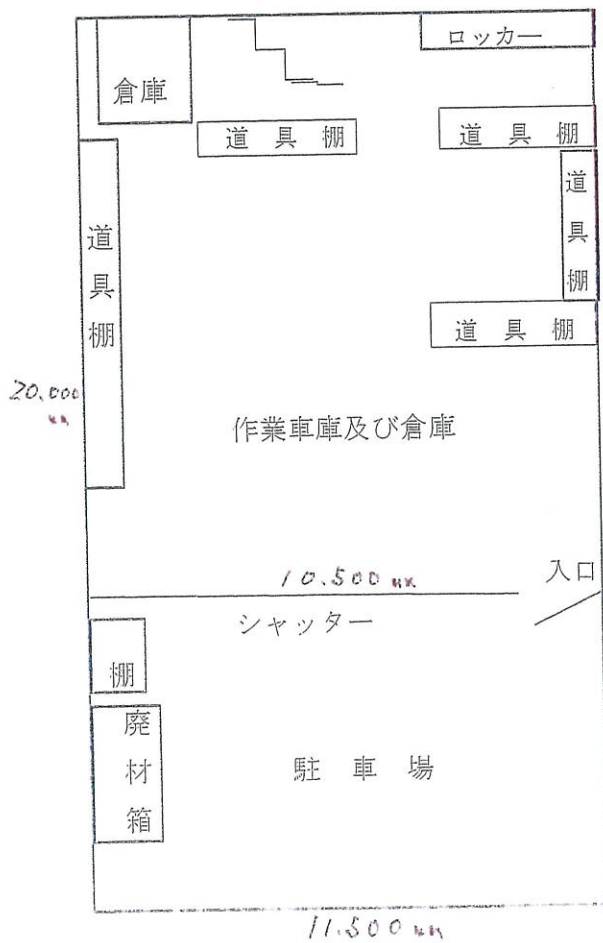


事務所付近見取図



1階 見取図

2階 見取図





全体図



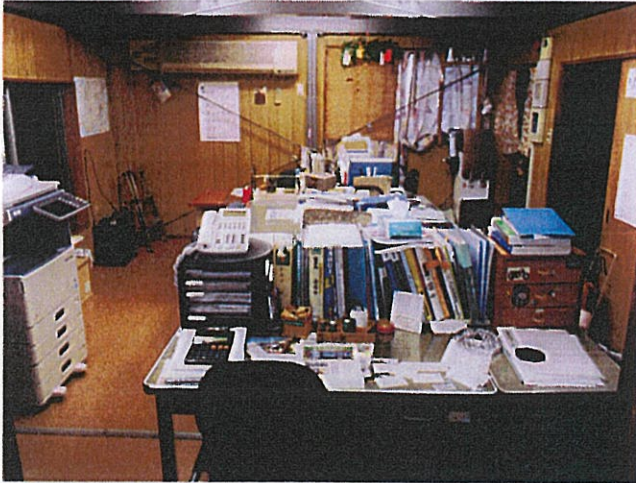
内部



内部奥



2階 事務所・休憩室・応接室



事務所



休憩室



応接室

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

平成 年 月 日

申請者 氏名又は名称 ^{フリガナ} 永^{エイ}尨^{リウ}設^{セツ}備^ビサ^{サー}ービス株式会社
 住所 〒635-0074 奈良県大和高田市市場792-16
 代表者氏名 ^{フリガナ} 代表取締役 ^{ミナミカズヒコ} 南 和彦
 電話番号 0745-22-3833
 FAX番号 0745-22-4550
 メールアドレス qq828fg9k@cyber.ocn.ne.jp



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)
 この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。
- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
 - ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
 - ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
 - ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 5 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者	✓	9	生駒市 水道事業管理者	✓	16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 水道事業管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 水道事業管理者	✓	13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第3 (水道法施行規則第22条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

平成 年 月 日

エイリュウセツビ
永 尨 設備 サービス 株式会社

〒635-0074

奈良県大和高田市市場 792-16

届出者 代表取締役

ミナミ カズヒコ
南 和彦



水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の
選任 解任 届出
をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	エイリュウセツビ 永 尨 設備 サービス 株式会社	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
森田 優介	第 282466 号	平成 年 月 日

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

第二八二四六六号

給水装置主任技術者免状

本籍 奈良県

氏名 森田 優介

昭和五十三年五月六日生

水道法(昭和三十一年法律第百七十七号)の
規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

平成二十八年一月二十二日

厚生労働大臣 塩崎恭久

